

元本確保型 <普通預金>

荘内銀行 確定拠出年金専用普通預金

商品提供会社(商品提供金融機関):株式会社荘内銀行

確定拠出年金法上の元本確保型運用商品である確定拠出年金専用普通預金の概要についてご説明いたします。

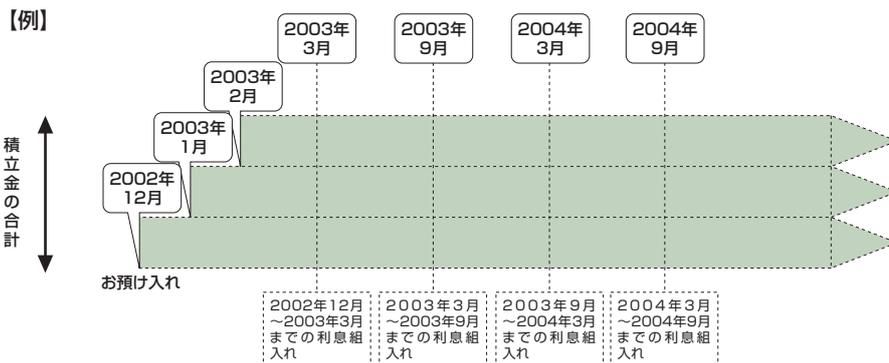
| | |
|---------|-------------------------|
| 運用商品の種類 | 預金 |
| 元本保証 | あり |
| 運用期間 | 無期限 |
| 利益の見込み | 当該運用期間に対応する預金利率が適用されます。 |

1 運用商品の特色

- ◆ 契約後いつでも払出しを行い他の運用商品へのスイッチング(預け替え)等を行えます。いつ払出ししても元本は保証されます。
- ◆ 預入の時期にかかわらず運用期間に対応する預金利率が適用され、利息が付加されます。
- ◆ 確定拠出年金制度専用の運用商品です。
- ◆ 確定拠出年金法において、元本確保型の運用商品として認められています。

2 運用商品のしくみ

- 当運用商品に配分された資金は、預金として銀行に預入れされます。
- 預入の時点にかかわらず、運用期間に対応した利率に基づいて利息計算されます。
- 毎年、3月と9月の所定の日に毎日の最終残高に預金利率を乗じた半年分の利息を元本に組み入れます。
- あらかじめ決められた満期はありません。



- (注1) 預金利率は、金融情勢により変更されることがあり、利息は日々の最終残高に対しその日の預金利率を乗じて計算されます。
- (注2) 利息の残高への組み入れは3月、9月の銀行所定の日(付利日)に行われ、付利日の中間においては組み入れされません。ただし、お客様が払出しをされるととき、その事由が確定拠出年金制度からの脱退や移換、給付の完了である場合には、払出しまでの経過利息が付加された上で払出しされます。

3 個人の持分（個人別管理資産の額）

当運用商品の個人別管理資産の額は、預金残高によって表します。

4 お取引メモ

- 運用は、掛金・移換金による運用商品の購入（預入）およびスイッチング（預け替え）によって行います。スイッチングでは保有運用商品の全部または一部を払出し（換金）し、その代金で他の運用商品を購入します。したがって運用の指図は払出し（換金）と購入を同時に行います。払出し（換金）のみの指図はできません。
- 運用の指図は、アンサーネット(Webサービス)、アンサーセンター(コールセンター)から行うことができます。

〈購入時（預金預入時）〉

| | |
|-----------|-----------------|
| 取引単位 | 1円以上1円単位 |
| 適用される預金利率 | 当該運用期間に対応する預金利率 |
| 利息計算の起算日 | 払込通知日の翌営業日 |
| 手数料 | なし |

〈払出時（換金時）〉

| | |
|--------|---|
| 取引単位 | 1円以上1円単位 |
| 手数料 | なし |
| 税金 | 確定拠出年金制度においては、払出時（換金時）に発生した利益に対する所得税・地方税の課税はありません |
| 払出金の支払 | 払出通知日の翌営業日 |

預金の払込通知日・払出通知日

原則下記のとおりとなります。

掛金・移換金による 購入（預金の払込）

資産管理機関への入金日の前日の24時までには受付けた運用指図について、払込通知日は翌営業日となります。

※個人型では、国民年金基金連合会から委託を受けた事務委託先金融機関に入金後、連合会の定めに従い所定の日に払込通知が行われ、その日が預金の払込通知日となります。

スイッチング （預け替え）

●払出（換金）

毎営業日の24時までには受付けた運用指図について、払出通知日は翌営業日となります。この払出通知日の翌営業日（出金日）以降は利息計算の対象とはなりません。

●購入（預金預入）

運用指図は払出し（換金）と同時に行いますが、預金の払込通知日は、払出し（換金）代金の資産管理機関または国民年金基金連合会から委託を受けた事務委託先金融機関への入金日となります。

5 預金の保護のしくみ

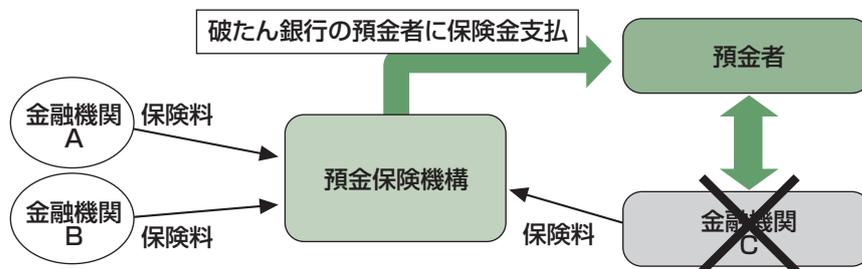
当運用商品は預金保険制度の保護の対象になります。預金保険制度においては、当座預金や利息の付かない普通預金等は、「決済用預金(※)」として全額保護され、定期預金や利息の付く普通預金などについては、一金融機関につき預金者1人当たり、元本1千万円までとその利息が保護されます。

(※決済用預金…無利息、要求払い、決済サービスを提供できることという3条件を満たす預金)

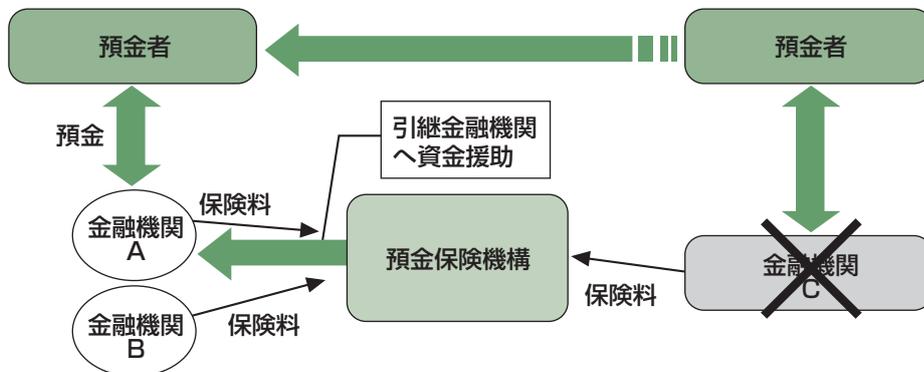
なお、金融機関名義の預金は預金保険制度の対象外となりますが、確定拠出年金制度の資産管理機関名義、または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関名義の預金については、加入者の個人別管理資産額に相当する金額の部分を当該加入者の預金に係る債権とみなして、預金保険制度の保護の対象としております。

ただし、同じ商品提供金融機関に当運用商品以外の預金または金融債(保護預り専用商品に限ります)があるときは、その預金等を優先し、当運用商品と合計で元本1千万円までとその利息が保護の範囲となります。

預金者に対する保険金支払い



預金を引き継ぐ金融機関への資金援助



- 当預金商品は預金保険制度の対象商品です。
- 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者の皆さまに対して、当商品の内容をご説明するために作成したものであり、当該預金商品の勧誘を目的とするものではありません。
- 当資料は、運営管理機関(損保ジャパンDC証券)が信頼できると判断した諸データに基づいて作成しました。